

第4回
長崎市宿泊税検討委員会

令和2年8月
理財部
文化観光部

目次

- 1 宿泊税の使途について ……P1～3
- 2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税 ……P4～9
- 3 課税要件の検討 ……P10～12
- 4 今後のスケジュール(案) ……P13

1 宿泊税の使途について

1 宿泊税の使途について

宿泊税の導入に係る基本的な考え方

1 宿泊税導入の必要性

観光のトレンドが変わった！

『発地型観光』 ➡ 『着地型観光』

- ▶ 旅行代理店が“発地（大都市圏）”で旅行商品化・発信
→ “着地（地元）”が旅行商品化・発信
- ▶ 旅行代理店で予約
→ インターネットで予約
- ▶ 団体客中心
→ 個人・小グループ中心
- ▶ 物見遊山
→ 女性中心・多様化・深化・体験
- ▶ 国内観光客オンリー
→ 外国人観光客の増加
- ▶ 観光地
→ 全国総観光地化

長崎もトレンドに合わせた進化が必要！

『昭和の観光都市』 ➡ 『21世紀の交流都市』

- ▶ 観光客（国内）
→ 訪問客（国内外、MICE・スポーツ等含む）
- ▶ 観光事業者のため
→ まち全体のため
- ▶ 拠点は観光協会
→ 拠点はDMO
- ▶ サービスは地方都市レベル
→ サービスは国際都市レベル
- ▶ 地方の観光都市
→ 世界のナガサキ
- ▶ 都市基盤も全国レベルに（鉄道、港湾、空港など）

『21世紀の交流都市』へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくための財源が必要！

- 宿泊税の導入による安定的かつ持続的な財源確保

2 宿泊税の使途

(1) 基本的な考え方

「21世紀の交流都市」へとレベルアップさせ、観光まちづくりを発展的に進めていくために、安定的かつ持続的な財源確保として宿泊税の導入が必要であり、来訪客の受入環境整備サービス等の質的向上を図ることにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収に繋げ、新たなサービスを提供していくという好循環を生み出したい。その使途については、受益と負担を考慮し、「訪問客への還元」という方針で取り組む。

※ 新規事業、既存事業の拡充、新規事業又は拡充事業の効果的な継続に充当する。

また、既存事業であっても、基本的方針に合致する事業であれば対象とする。

※ 宿泊事業者（特別徴収義務者）には、特別徴収交付金のほか、受入環境整備支援などの対応を行う。

(2) 使途の分類

- ① 受入環境整備 ② 情報提供・誘致 ③ サービス向上・消費拡大 ④ 資源磨き ⑤ 緊急事態対応

(3) 具体的な使途の事例

※赤字表記については主にDMOが担う。

分類	主な取組事例
① 受入環境整備	・ 国内外訪問客のワンストップ案内受入 ・ 公衆無線 LAN 整備 (Wi-Fi 整備等) ・ ユニバーサルツーリズム推進 ・ 宿泊施設等の受入環境水準向上(多言語化等)のための取り組み支援など
② 情報提供・誘致	・ 国内外へのワンストップの観光・MICE に関する情報の提供 ・ 観光・MICE の誘致 ・ MICE 開催に対する補助など
③ サービス向上・消費拡大	・ ナイトタイムエコノミーの推進 ・ 長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援 ・ まち MICE (MICE の開催効果をまち全体に波及させる取組み) の推進など
④ 資源磨き	・ 夜間景観の整備 ・ 歴史的建築物等の整備・改修 (ユニークベニューとして活用等) など
⑤ 緊急事態対応	・ 観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取組み ・ 「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取組み
特別徴収交付金	・ 特別徴収義務者（宿泊事業者）への徴収事務に係る交付金 先行都市の実績を参考に想定した場合、納付額の 2.5%（導入後 5 年間は 3.0%）を交付。

3 DMO の財源としての宿泊税

(1) 基本的な考え方

宿泊税は、上記で示す使途に充当し、そのうち DMO が担う事業分については、結果として DMO の財源となる。

(2) 総務省の見解

・ 基準は特でない。

・ それぞれの自治体で議論をしてもいい、納税者や特別徴収義務者（宿泊事業者）の納得を得られる形で整理することが必要。

・ DMO の運営費として充当することについては、受益者負担の面から見て、納税者や特別徴収義務者（宿泊事業者）に対して、「宿泊税を何に使うのか」を明確に説明できるようにすること。

1 宿泊税の使途について

宿泊税の使途の配分案について（想定）

分類	基本的方針と合致する 主な令和2年度事業		宿泊税を導入した場合 ※赤字表記については主にDMOが担う。		宿泊税を導入した場合	
	事業費 (千円)	うち一般財源 (千円)	想定される主な拡充事業	想定される主な新規事業	想定額	
					事業費 (千円)	うち一般財源 (千円)
受入環境整備	39,000	39,000	公衆無線LAN整備(Wi-Fi整備等) 宿泊施設等の受入環境水準向上(多言語化等)の ための取り組み支援 など	国内外訪問客のワンストップ案内受入 ユニバーサルツーリズム推進 など	110,000	110,000
情報提供・誘致	174,000	172,000	観光・MICEの誘致 MICE開催に対する補助 など	国内外へのワンストップの観光・MICEに関する 情報の提供 など	310,000	310,000
サービス向上・消費拡大	172,000	134,000	まちMICE(MICEの開催効果をまち全体に波及 させる仕組み)の推進 など	ナイトタイムエコノミーの推進 長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの 造成支援 など	200,000	160,000
資源磨き	756,000	92,000	夜間景観の整備 など	歴史的建築物等の整備・改修 (ユニークベニューとして活用等) など	1,540,000	190,000
合計	1,141,000	437,000			2,160,000	770,000

- 令和2年度予算をベースにした現時点での想定額であり、確定額ではない。
- 事業内容等については、令和2年度において「長崎市観光・MICE戦略」と「(仮)DMO事業計画」を策定し、今後ポストコロナを踏まえ見直しを図る。
- 別途、「緊急事態への対応(基金への積立含む)」や「特別徴収交付金」への充当も想定している。

※緊急事態への対応

- ① 観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取り組み
- ② 「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取り組み

1 宿泊税の使途について

長崎市とDMOの役割分担と連携

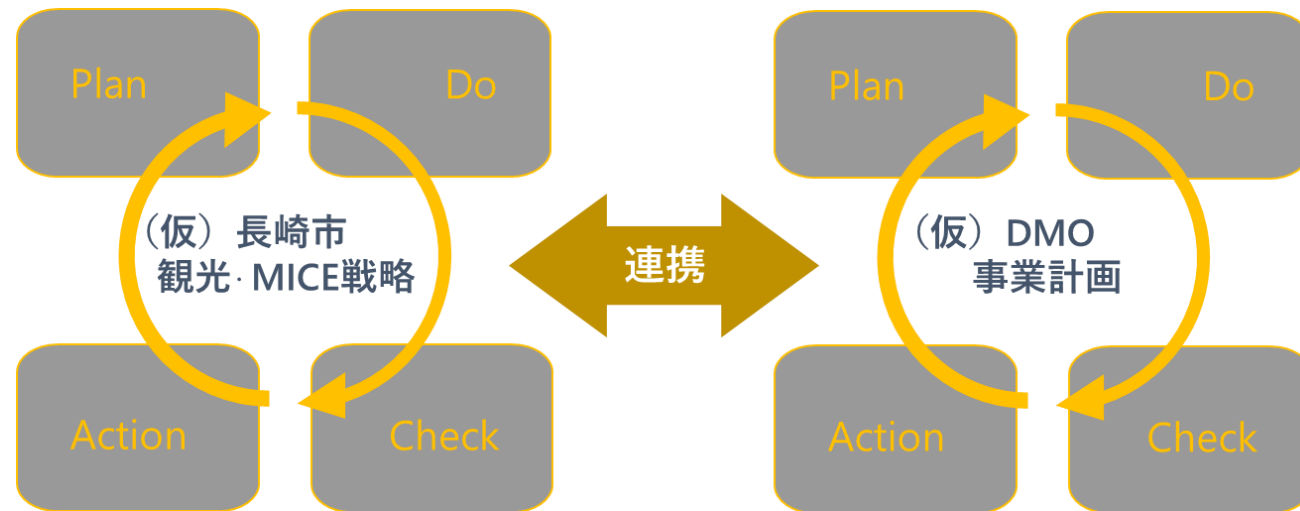
主な役割分担

長崎市

- ・ 「総合計画」に沿った観光分野の個別計画として、「（仮称）観光・MICE戦略」を策定する。
- ・ 地域資源（ハード）を活かした魅力づくりと市所有の観光施設の整備・維持管理を行う。
- ・ ユニバーサルデザインの促進や案内板の設置、公衆無線LAN環境の整備など、ストレスフリーの環境整備等を行う。

DMO

- ・ データ収集・分析に基づき、市の「（仮称）観光・MICE戦略」の行動計画として、「（仮称）DMO事業計画」を策定する。
- ・ ワンストップでのコンシェルジュ機能を強化し、訪問客のニーズを把握するとともに事業に反映する。
- ・ 多様な地域の関係者と連携して、地域資源（ソフト）を活かした魅力づくりと消費拡大を推進する。



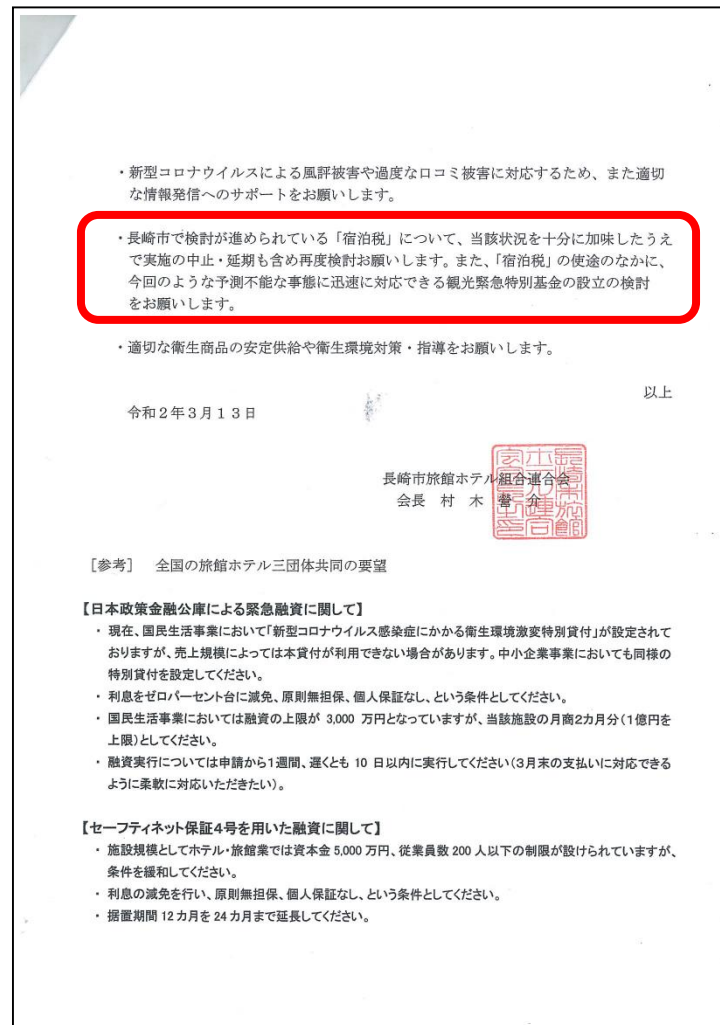
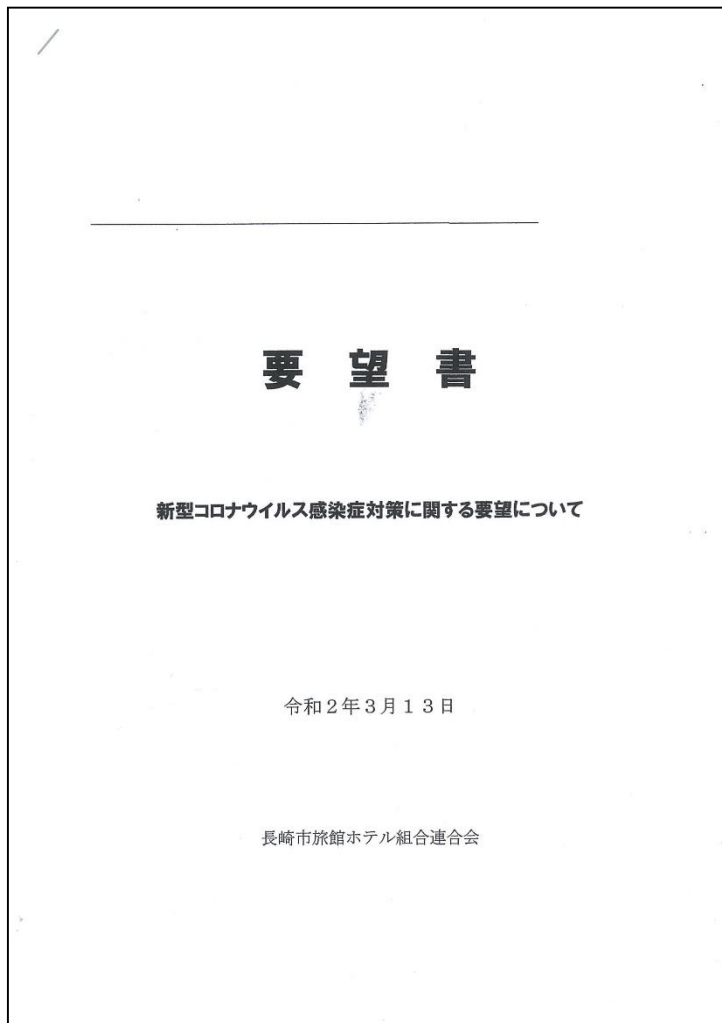
主な連携事例

- ① DMOで収集・分析したデータを活用し、市の計画や施策に反映する。
- ② DMOにおいて、ソフト面だけで解決できない課題に対し、市のハード整備と連携して解決を図る。
- ③ DMOにおいて、市の観光まちづくりの取組方針等を情報共有し、活用する。

2 不測の事態に対応する 財源としての宿泊税

2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

①長崎市旅館ホテル組合連合会からの要望(R2.3.13)



2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

②長崎市の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策



2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

②長崎市の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第1弾)

感染症拡大の収束に目途がつくまでの緊急支援段階と収束後の反転攻勢に向けた需要喚起等を図るV字回復段階といった2つの段階を十分意識した対策を実施。

市民の生活と本市の経済を守るため、国の予算成立を待つことなく、第1弾として本市独自に緊急対応を行うとともに、国の補正予算への速やかな対応を図るなど、第2、第3弾の対策を講じることとした。

●事業持続化支援金の支給（観光関連事業者向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者が激減し、深刻な打撃を受けている事業者の経営を迅速に支援するため、支援金の支給を実施。

対象事業者	予算額	支出済額	執行率
宿泊事業者	2億1,934万円	2億499万円	93.7%
軍艦島観光船協議会	765万円	756万円	98.8%
観光バス事業者	500万円	618万円	123.6%
計	2億3,199万円	2億1,873万円	94.2%



2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

②長崎市の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第4弾)

●長崎の基幹産業である観光再生を図るための事業を実施

緊急事態宣言が、長崎県は5月14日、そしてすべての区域は5月25日に段階的に解除され、社会・経済活動を動かしていく時期を迎えているなか、この落ち込んだ状況を少しずつ動かし始める「リハビリ期」と、以前よりもレベルアップを目指す「復活期」に向けて、経済対策を3つの考え方「域内経済の循環を促進する」「対象をしばった重点的な支援を行う」「『新しい生活様式』を定着させる」に基づき実施。

観光
再生

WELCOME TO NAGASAKI
キャンペーン事業費 1億6,866万2千円

事業概要

国の旅行者支援制度の終了後を中心に、長崎市独自の旅行者割引制度・プロモーションを展開し、継続的な誘客を図る

事業内容

- ①長崎市独自の旅行者割引キャンペーン
(オンラインクーポンの発行・Webプロモーション)
 - 対象期間:令和3年1月~3月(想定)
 - 割引額:最大10,000円/人
 - 発行枚数:15,000枚(想定)

- ②長崎からの手紙(長崎市民による市外への知人等へ向けた手紙の送付)
 - 事業期間:令和2年6月下旬~8月(予定)
 - 対象者:観光施設市民無料キャンペーンに来訪した市民など



観光
再生

お得に泊まって長崎市応援キャンペーン
事業費 6,752万円

県民対象に、市内宿泊施設等で使用できるプレミアム付きクーポン券を販売します。

★3つのポイント

お得に泊まれる!

3,000円の宿泊クーポンを
1,500円で販売

もれなく特典も!

飲食店・土産店で使える
1,000円分クーポンをプレゼント

何回でも
利用できる!

※購入上限は10枚まで

対象施設(店舗):長崎市内で営業する宿泊施設及び飲食店・土産店で、
新たな生活様式に対応した受入態勢の構築に取り組む施設。
(6月5日~募集予定)
販売・利用開始日:令和2年6月16日(火)
販売枚数:20,000枚
その他:県の宿泊助成キャンペーンと併用可能。
(併用方法については、後日発表)



2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

②長崎市の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第4弾)

6月16日から販売を開始した「お得に泊まって長崎市応援キャンペーン」の旅行クーポン券について、販売開始2日後の6月18日に販売枚数の2万枚に到達することとなり、3万枚を追加販売することとした。7月27日時点で、約4万2千枚を販売。

【令和2年7月7日 長崎新聞】

6月の宿泊施設稼働指数

本県は5月から大幅改善

九経調

21.4%増 宿泊費助成が奏功

九州経済調査協会(福岡市、九経調)は6日、ホテルや旅館など宿泊施設の6月の稼働状況を示す指数を発表し、本県は38.2だった。前年同月比では17.2%増だが、下落幅が各50%を超えた4、5月と比べると大幅に改善。前月比では21.4%増で、指数と前月比の上昇幅はともに全国で最も高かった。

県の県民向け宿泊費助成事業に予定を上回る利用・予約があるなど、需要を喚起する施策が功を奏したとみられる。

九州は22.8(前年同月比26.5%減)、全国は17.8(同34.0%減)だった。指数は低水準だが前月

比では九州が9.7%増、全国が6.9%増それぞれ増加し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除された5月に続き、改善している。

九州の県別では本県に次いで鹿児島27.4、宮崎23.1など。九経調の担当者は、

本県について「県や県内自治体が早期に宿泊費助成を実施した効果が指数に反映されたとみられる」と指摘した。全国的な宿泊需要は、感染状況にもよるが、7月も回復傾向が続くとみている。

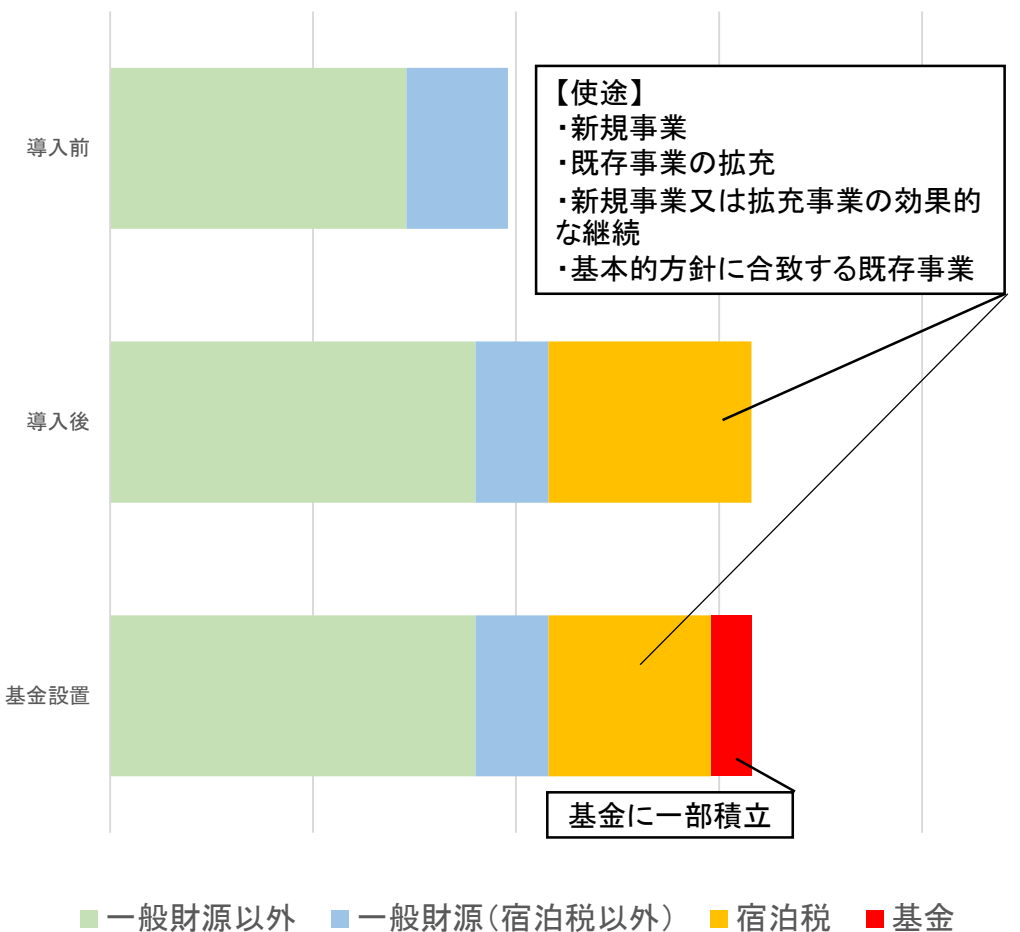
指数は、宿泊予約サイトのデータを基に過去1年間で最も稼働状況が良い日を100として独自に算出。緊急事態宣言に伴う休業を考慮して今回は4、5月ともに20日以上稼働した施設を対象とし、前回発表分とは調査対象施設が異なる。

(森田尚子)

2 不測の事態に対応する財源としての宿泊税

③基金の設置に関する検討

宿泊税の導入に係る観光関連事業費と基金のイメージ



【基金設置のメリット】

● 通常の場合

- ・各年度で必要な事業費の増減に柔軟に対応し、安定的に事業の実施ができる。(予算の年度間調整)
- ・将来(翌年度以降)に実施が必要な事業について、計画的な積立による予算の準備ができる。

● 不測の事態が起きた場合

- ・基金の目的に合致する施策(訪問客に再び長崎市を訪れていただくための施策等)を速やかに実施できる。(緊急事態対応)

※議会における審査は必要

【基金設置の課題】

- ・宿泊税は目的税であることから、過分に積立ると、税率の妥当性を問われかねないため。積立の考え方、積立額の割合などのルールを検討する必要がある。
- ・他の基金(観光施設整備基金等)との目的の違いを整理することが必要。

3 課税要件の検討

3 課税要件の検討

各項目における検討内容①

検討項目	考え方	事務局案
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の形態にかかわらず、宿泊者が行政サービスを受取る程度は変わらないため、公平性の観点から、全ての宿泊者を対象とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体：長崎市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 ・課税標準：宿泊施設への宿泊数 ・納税義務者：宿泊施設への宿泊者
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者から個別に徴収することは現実的ではない。 ・全ての先行導入自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施しており、本市においても同様の形をとるのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者：宿泊事業者 ・徴収方法：特別徴収 ・申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入。
税額(税率)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後必要となる一定の税収の確保が必要である。 ・特別徴収義務者の事務負担の軽減の観点から、できるだけ簡素な制度が望ましい。 ・長崎市内において高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、税収が大きく変わることは考えにくい。 ・他の都市に比べて、金額の設定をあえて低くする必要性は無いと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の実情に合わせて、わかりやすい制度とするため、現段階では税率区分は設けず、税額(税率)は一律としたい。 ・税収確保の観点から、他都市の水準と比較して、大幅に低い税額(税率)は設定しない。
免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましい。 ・特別徴収義務者の事務負担の軽減の観点から、できるだけ簡素な制度が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点は設けない。

3 課税要件の検討

各項目における検討内容②

検討項目	考え方	事務局案
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への修学旅行は、原爆資料館や被爆遺構を巡り、被爆の実相に直接触れる平和学習が中心であり、今後もさらに受入態勢を強化する必要がある。 ・海外からの教育旅行については、「平和都市」を切り口に、学校交流の充実を図ることを推進し、市内宿泊への動機づけとしている。 ・長崎市の修学旅行生数は28.9万人(H30)であり、課税免除を行っていない都市と比較しても多くの受入を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者について、課税免除。
課税期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に宿泊税のあり方、効果を検証する必要がある。 ・本市を取り巻く環境の変化に、対応していく必要がある。 ・いずれの先行導入都市でも、3年または5年での制度見直しを行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行導入都市と同様に、条例施行後5年を目途に見直し。
特別徴収交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・税の特別徴収に係る事務負担を考慮する必要がある。 ・他の先行導入自治体は、いずれも宿泊税の導入に伴い同等の内容による制度の創設を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納期内納入額に対し、他の先行導入自治体と同程度の割合を基本として、本市においても措置を検討。
入湯税の制度改正	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税と宿泊税は、用途、目的、課税客体などが異なる。 ・市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは必要である。 ・他の先行導入自治体の大部分でも、宿泊税の導入に伴い入湯税の制度改正を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税導入に伴う入湯税の制度改正検討は行わない。

3 課税要件の検討

長崎市における税率(税額)、免税点の案

案	税率	税収	徴税費用(概算)	メリット	デメリット
A案	1人1泊について、 一律 100円 ただし、修学旅行生は課税免除	2億5,000万円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、 特別徴収義務者の負担が 比較的小さい。	・担税力の観点から、安価な 宿泊料金の宿泊客に負担を 求めることは、理解が得にく いのではないかと。 ・今後必要となる観光振興施 策の事業規模を満たすには、 税収規模がやや不足する。
B案	1人1泊について、宿泊料金が ①5千円以上1万円未満 100円 ②1万円以上 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	3億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・免税点を設けることによ って、宿泊客の理解を 得やすい。 ・宿泊料金に応じた税率と することで、担税力に応じ た賦課徴収となる。	・税率構造が複雑で分かりに く、関係者の負担が大きい。 ・今後必要となる観光振興施 策の事業規模を満たすには、 税収規模がやや不足する。
C案	1人1泊について、 一律 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	5億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、 特別徴収義務者の負担が 比較的小さい。 ・今後必要となる観光振 興施策の事業規模を一定 満たす税収が得られる。	・担税力の観点から、安価な 宿泊料金の宿泊客に負担を 求めることは、理解が得にく いのではないかと。

【事務局案】

課税免除を行うことを前提に、今後、必要となる観光振興施策の事業規模を一定満たし、税率構造がわかりやすく、特別徴収義務者の負担も比較的小さい「C案」を基本としてはどうか。

4 今後のスケジュール（案）

4 今後のスケジュール(案)

年度	令和元年度 (2019年度)						令和2年度(2020年度) 以降											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	(令和2年)10月以降					
	第1回 検討委員会 (概要等の説明)	第2回 検討委員会 (他都市の状況等の説明)			第3回 検討委員会 (使途の説明)						第4回 検討委員会 (課税要件等について)	第5回 検討委員会 (報告書素案の検討)	第6回 検討委員会 (報告書案の確認)、 最終報告	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 ・条例案提出（議会議決後） ※提出時期未定 ・総務大臣協議（条例案可決の場合） ・総務大臣同意 ・制度内容の周知 </div>				宿泊税条例施行